辻元清美の永田町航海記 103

一八歳選挙権の実現をなぜ急ぐ？
憲法審査会で「見張り番」に

イラストレーション／石坂啓

衆議院の予算委員会では、年金、社会保障全般、消費税、円高・デフレ対策など重要課題について与野党が侃々諤々（かんかんがくがく）の議論を展開している真っ最中。通常の委員会は予算が衆議院を通過してから動き出すのが常道だが、二月二三日に今国会初めての「憲法審査会」が開催された。何をそんなに急ぐ必要があるのかしら。

議題は「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件」。何のこっちゃ？　と思いきや、「選挙権年齢・成人年齢の十八歳への引き下げ」について政府から説明を聴取し、自由討議とのこと。

憲法改正手続法（国民投票法）では一八歳以上に投票権を認めている。安倍政権が強行採決で成立させた時は、付帯決議で二〇一〇年五月の施行までに一八歳選挙権などの見直しを行なうとしてツジツマを合わせた。二年が過ぎた今、急いで実現しなければ、となっているようだ。

憲法審査会では、内閣官房内閣総務官からまず報告。〇七年五月一四日、関係各省事務次官で構成される「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が内閣官房に設置され、作業が進められていた。年齢条項に関する各府省庁の検討対象法令数は法律二〇四本、政令は三七本、府省令は九七本。九割が検討済みで、現時点では法律一〇本、政令三本、府省令五本程度の改正が必要とのこと。

次に、総務省自治行政局選挙部長と法務省民事局長から説明がなされた。ここで両省の対立が表面化。法務省は「公選法と民法が一致する必要はない。国民投票制度に合わせて選挙権年齢を先に引き下げ可能」と主張。一方総務省は「主要国では選挙権年齢と成人年齢は同じ。公選法と民法は同時改正されるべき」と意見が割れた。でも両省とも結論は、「現時点の引き下げは不適当」。

多数の委員から「いまだ決まっていないのは政府の怠慢だ」との意見。それは本末転倒じゃないの、と私。

私は五年前、国民投票法案が強行採決された時の最後の質疑者。「一八歳選挙権が実現していない現状、誰が投票権者なのか決まっていない。こんな状態で憲法改正国民投票のやり方を決める法律を成立させていいのか。一八歳にしたいなら公選法や成人年齢を変えてから国民投票法を議論するのがスジだ」と提出者の自民党・船田元議員（当時）に迫った。民主党筆頭理事だった枝野幸男議員から後に「あの時の辻元の質問は怖かった。鬼気迫るものがあった」と言われたが、国民に対して不誠実だと心の底から怒っていた。が、質問は打ち切られて強行採決へ。

世論調査では成人年齢の一八歳引き下げに八割が反対、しかし一定の環境整備が進めば六割が賛成。世論が二分されているのは国民投票法を審議していたころと何ら変わっていない。見切り発車で法律を成立させた矛盾は、今も抱えたままだ。

「国民投票法と切り離し、まず公選法などを検討すべき」と主張したのは私と公明党・赤松正雄議員、共産党・笠井亮議員。強行採決当時の審議に参加した三人は意見が一致。

私は国会憲法論議の最古参の一人。憲法審査会が軽率な議論にならないよう「見張り番」にならねば。

（つじもと　きよみ・衆議院議員）